

「民法改正（相続）について」

平成29年12月23日

福岡県司法書士会 及 川 修 平

なぜいま相続法改正なのか？

嫡出でない子の相続分をめぐる最高裁平成25年9月4日判決と民法改正

→法律婚を尊重する国民意識が損なわれるのではないか

配偶者を保護するための措置を併せて講じておかなければならないのではないか

（法務省ホームページ「相続法制ワーキングチーム 設置の趣旨」より）

スケジュールについて

「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見募集（パブリックコメントの募集）については、平成28年7月12日から平成28年9月30日まで行われた。

追加論点については、平成29年8月1日から平成29年9月22日まで、行われた。

パブリックコメントを受けて、法制審議会では議論が継続しており、本年中に要綱案の取りまとめとなる予定である。

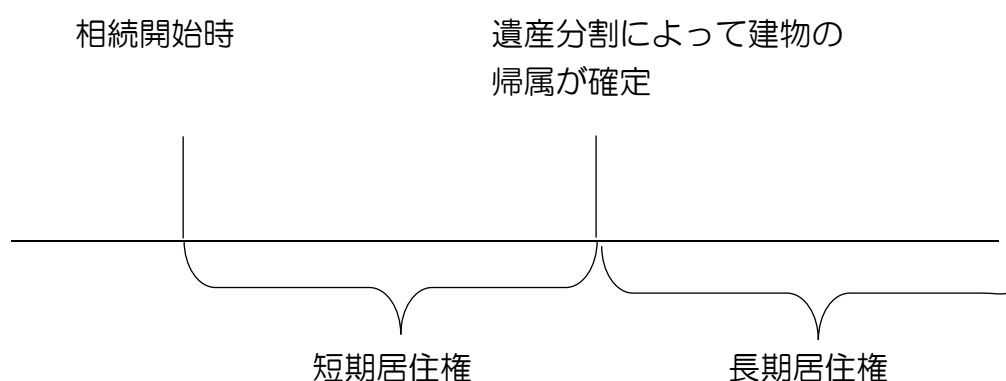
要綱案の解説（法制審議会民法（相続関係）部会第24回会議（平成29年10月17日）開催資料をもとにしています）

1. 配偶者の居住権を保護するための方策

(1) 改正の必要性

配偶者が死亡後、一方の配偶者は、住み慣れた自宅での生活を希望することが一般的。

残された配偶者の居住地 を確保する必要があるのではないか



(2) 改正案 短期居住権

配偶者がそれまで住んでいた建物について、遺産分割などにより建物の帰属が明確となるまでの間は、引き続き無償でその建物を使用できるとするもの。

※最高裁平成8年12月17日判決がベースとなっている。

「相続人の一人が被相続人の許諾を得て被相続人所有の建物に同居していた場合は、特段の事情がない限り、被相続人との間で、相続開始を始期とし、遺産分割時を終期とする使用貸借契約が成立しているものと推認される」

※今回の改正案で示された案は、最高裁判決と射程が異なる。

最高裁判決は対象を配偶者に限定していない。

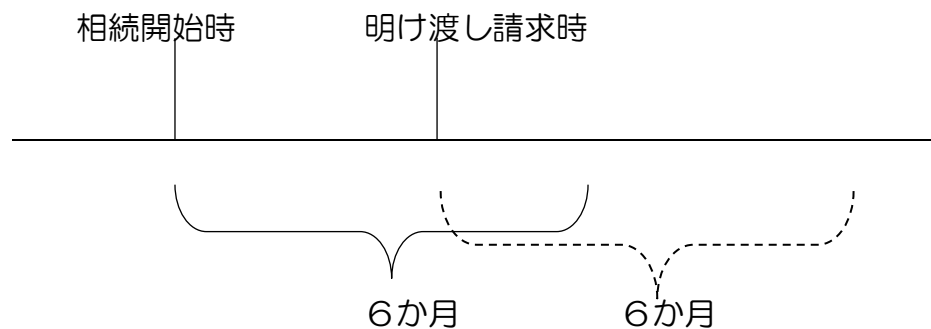
遺言などで第三者に不動産を譲渡している場合には最高裁判決の射程は及ばない。

① 短期居住権の要件

相続開始時に被相続人所有の建物に

無償で
居住していた場合に
遺産分割によりその物件の帰属が確定するまでの間、引き続きその
建物を無償で使用することができる

遺言または死因贈与により、第三者が建物の所有権を取得したとき
は、配偶者は明け渡し請求時より 6 ヶ月その建物を無償で使用で
きる。



※配偶者が遺贈、死因贈与で長期居住権を取得した場合、短期居
住権は発生しない。

※配偶者が欠格事由、排除されていた場合は、短期居住権は発生
しない。

※配偶者が相続放棄をしていた場合でも短期居住権は発生する。

② 短期居住権の効力

使用貸借と同じく用法遵守義務、善管注意義務が課せられる。

必要費と有益費の清算についても使用貸借と同様。

通常必要費は配偶者負担

臨時の必要費（不慮の風水害により家屋が損傷した場合の修繕
費用など）や有益費は、建物所有者の選択に従って、支出した
額か価格増加額を建物所有者が負担。

※民法196条の規定に従う

第196条

1 占有者が占有物を返還する場合には、その物の保存の
ために支出した金額その他の必要費を回復者から償
還させることができる。ただし、占有者が果実を取得

したときは、通常必要費は、占有者の負担に帰する。
2占有者が占有物の改良のために支出した金額その他の有益費については、その価格の増加が現存する場合に限り、回復者の選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還させることができる。ただし、悪意の占有者に対しては、裁判所は、回復者の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。

第三者に使用収益させることは禁止(例外として相続人全員の同意がある場合)。

配偶者は居住建物の使用に必要な修繕をすることができる。

配偶者が短期居住権を得たことによって得た利益は、遺産分割をする際には財産的な評価をしない。

③ 短期居住権の終了

次の場合は相続人からの請求で消滅する。

用法遵守義務に違反したとき

配偶者が第三者に建物を使用収益させたとき

配偶者が死亡した場合は当然に終了。

短期居住権が終了した場合は、配偶者は原状回復義務を負う。

(3) 改正案 長期居住権

配偶者が相続開始のときに居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身または一定期間、配偶者にその建物の使用を認める権利

※配偶者が長期居住権を取得した場合は、配偶者はその財産的価値に相当する財産を相続したものと扱う。

① 長期居住権の要件

相続開始の際に居住していた配偶者に対して、

遺産分割によって設定する方法

遺言、死因贈与によって設定する方法

がある。

※裁判所の審判による場合

相続人全員の合意による方法

配偶者が長期居住権の取得を希望しており、所有者の不利益の程度を考慮しても配偶者の生活を維持するために長期居住権を取得させることが特に必要と認められる場合

② 長期居住権の効力

配偶者には用法遵守義務、善管注意義務が課せられる。

費用負担

通常必要費は配偶者負担

臨時必要費（不慮の風水害により家屋が損傷した場合の修繕費用など）や有益費は、建物所有者の選択に従って、支出した額か価格増加額を建物所有者が負担。

配偶者は建物所有者の承諾を得なければ第三者に譲渡し、または賃貸することができない。

第三者対抗要件は登記。

配偶者は居住建物の使用に必要な修繕をすることができる。

③ 長期居住権の終了

次の場合は所有者からの是正の勧告をし、是正されない場合は、所有者は長期居住権を消滅させることができる。

用法遵守義務に違反したとき

配偶者が第三者に建物を使用収益させたとき

配偶者が占有を喪失しまたは死亡した場合は当然に終了。

長期居住権が消滅した場合は、配偶者（またはその相続人）は原状回復義務を負う。

※配偶者が建物所有者に長期居住権の買取請求をする権利を設けるか？

※財産的評価の方法は？

2. 遺産分割に関する見直し

(1) 配偶者の相続分の見直し

① 改正の必要性

配偶者の相続権の根拠は実質的夫婦共有財産の清算と配偶者の生活保障と言われている。

配偶者の中には婚姻期間が長かった者もいれば、老齢になったのちに再婚をした者など、被相続人の財産形成や維持に対する寄与の程度は様々。

配偶者の具体的な貢献の程度は寄与分の中で考慮されるにすぎず、現状のままでは実質的公平を欠くのではないか。

② 改正案

婚姻期間が20年以上である配偶者の一方が他方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地（居住用不動産）の全部または一部を遺贈又は贈与した場合には、民法903条第3項の持ち戻しの免除の意思表示があったものと推定する。

※第903条

- 1 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者がいるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前3条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。
- 2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けられない。
- 3 被相続人が前2項の規定と異なった意思表示したときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、その効力を有する。

※贈与税の特例として、婚姻期間が20年以上の夫婦で、居住用不動産または居住用不動産と取得するための金銭贈与が行われた場合、基礎控除のほか、最高2000万円までの控除ができるとする特例を参考にしている。

例)

(事例)

相続人

配偶者Xと子ども2人(Y, Z)

遺産

居住用不動産持分1/2 3000万円(評価額)

その他の不動産 3000万円

預貯金 3000万円

Xに対する贈与

居住用不動産持分1/2 3000万円(評価額)

(検討)

被相続人死亡時点においては、遺産は9000万円分しかないが、贈与された不動産が持戻し計算されるとなると、Xの遺産分割における相続分は、

$(9000万 + 3000万) \times 1/2 - 3000万 = 3000$ 万円、となり、最終的な取得額は、

$3000万 + 3000万 = 6000万円$ となり、

結局、贈与があった場合とそうでなかった場合とで、最終的な取得額に差異がないこととなる。

持戻し免除の具体例

本事例において、前記贈与について持戻し免除の意思表示が認められた場合、Xの遺産分割における取得額は、

$9000万 \times 1/2 = 4500万円$ 、となり、

最終的な取得額は、

$4500万 + 3000万 = 7500万円$

となり、贈与がなかったとした場合に行う遺産分割より多くの財産を最終的に取得できることとなる。

(2) 仮払い制度等の創設

① 改正の必要性

平成28年12月19日最高裁大法廷決定による判例変更に伴い預貯金は遺産分割の対象とされることになった。

これまでは預貯金は法定相続分にて当然に分割承継されると解されていたので、各相続人は預金の払い出しをすることができたが、

今後は難しくなる。

当初は可分債権一般に適用されるルール作りを目指していたが、断念。

ただし、現実的な支出のため、預貯金の払い出しに関するルールが必要ではないか。

② 改正案

一定額の払い出しを認め、また必要に応じて裁判所の審判を経たうえで払い出しを認めるというもの。

ア 家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策

家事事件手続法第200条に次の規律を付け加えるものとする。

家庭裁判所は、

遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、

相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を行使する必要があるときは、

他の共同相続人の利益を害しない限り、

当該申立てをした者又は相手方の申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を仮に取得させることができる。

※家事事件手続法 200 条（遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分）

家庭裁判所（第105条第2項の場合にあっては、高等裁判所。次項において同じ。）は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、財産の管理のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、遺産の分割の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、財産の管理に関する事項を指示することができる。

2 家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立

てがあった場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者又は相手方の申立てにより、遺産の分割の審判を本案とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

イ家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策
共同相続された預貯金債権の権利行使について、次のような規律を設けるものとする。

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、

その相続開始の時の債権額の3分の1に当該共同相続人の法定相続分を乗じた額

(ただし、預貯金債権の債務者ごとに政省令で定める額を限度とする。)

については、単独でその権利を行使することができる。

[この場合において、当該権利行使をした預貯金債権については、遺産の分割の時ににおいて遺産としてなお存在するものとみなす。]

※アに関しては本案継続要件がある。

※「他の共同相続人の利益を害しない限り」とは？

ア原則として、遺産の総額に法定相続分を乗じた額の範囲内(相手方から特別受益の主張がある場合には具体的相続分の範囲内)で仮払いを認める、

イ被相続人の債務の弁済を行う場合など事後的な精算も含めると相続人間の公平が担保され得る場合には、①の額を超えた仮払いを認めることもあり得る、

ウアの額の範囲内での仮払いを認めるのも相当でなく、当該預貯金債権の額に法定相続分を乗じた額の範囲内に限定するのが相当な場合(例えば、預貯金債権のほかには、一応の資産価値はあるが市場流通性の低い財産が大半を占めている場合。このような場合には、他の共同相続人も預貯金債権の取得を希望することが多いと思われる。)にはその部分に限定することもあり得る、といった解釈がありえる。

※「預貯金債権の債務者ごとに政省令で定める額を限度とする。」
とは？

金融機関ごとに判断する。

例えば景気や社会情勢に応じた葬儀費などの支払いに対応するため、上限額については、政令にて対応。

(3) 一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化

① 改正の必要性

一部分割についてはこれまでも可能であると解されてきたが、どのような場合に可能となるか明確ではなかった。

債権の内容について確定が難しいもの(不法行為に基づく損害賠償請求権など)が含まれている場合は遺産分割協議が遅滞するのではないか。

② 改正の内容

民法第907条第1項及び第2項の規律を次のように改めるものとする。

1 共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる。

2 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができる。ただし、遺産の一部の分割を分割することにより、共同相続人の一人又は数人の利益を害するおそれがある場合におけるその分割については、この限りでない。

※現行 第907条（遺産の分割の協議又は審判等）

1 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の分割をすることができる。

2 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる。

(4) 相続開始後の共同相続人による財産処分

① 改正の必要性

被相続人が亡くなっているにもかかわらず、相続人の一人が相続財産の預金を勝手に引き出しているなど、一定の処分がなされていた場合、どのように清算をするか？

※前提として

遺産分割は、相続開始時に存在し、かつ、現存する遺産を対象にする手続き。

相続人の一人が相続財産の預金を勝手に引き出しているといったことがあった場合、遺産分割の対象とならず、不法行為や不当利得の問題として処理されてきた。

※仮払い制度では、最終的な清算を遺産分割の中で行うことを想定している。法定の手続きを経ずに勝手に処分をした場合にも、清算をするべきではないか。

② 改正の内容

共同相続人の一人が遺産の分割前に遺産に属する特定の財産を処分したときは、当該処分をした財産については、遺産の分割の時に おいて遺産としてなお存在するものとみなす。

3. 遺言制度の見直し

(1) 自筆証書遺言の方式の緩和

① 改正の必要性

高齢者にとって全文を自書することはかなりの労力
加除訂正についても方式が厳格で遺言者の最終的な意思が反映され
ないおそれがある

② 改正の内容

民法第968条第1項の規定にかかわらず、自筆証書に相続財産
(遺贈の目的である権利が相続財産に属しない場合にあつては、
その権利を含む。)の全部又は一部の目録を添付する場合には、そ
の目録については自書することを要しない。この場合において、遺
言者は、その目録の毎葉(自書によらない記載がその両面にある場
合にあつては、その両面)に署名し、印を押さなければならない。

※ 第968条

- 1 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。
- 2 自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

加除訂正方法は？

旧財産目録を新財産目録のとおり訂正する旨の文言が自書されて
おり、かつ、新たな財産目録の全ての頁に遺言者の署名押印
をする、という方法が検討されている。

※財産目録が数枚にわたるときでも契印は不要。

※印鑑は同一の印鑑であることを要しない。

(2) 自筆証書遺言の保管制度の創設

① 改正の必要性

自筆証書遺言は、紛失したり、相続人によって隠匿・変造されたり
する恐れがあるので、相続人が自筆証書遺言の存在を把握すること

ができる仕組みが必要

② 改正の内容

遺言者は、法務局に出頭して、自筆証書遺言を法務局が保管するよう申請できる。

遺言者は、遺言書を保管している法務局に出頭の上、遺言書の返還又は閲覧を請求することができる。

相続開始後、相続人、受遺者、遺言執行者は、遺言書を保管している法務局の名称等を証明する書面の交付を請求できる。

相続開始後、相続人、受遺者、遺言執行者は、遺言書の閲覧を請求できる。

相続開始後、相続人、受遺者、遺言執行者は、遺言書の画像情報を証明した書面の交付を請求できる。

相続開始後、相続人、受遺者、遺言執行者より、閲覧・証明書の交付があった場合には、法務局は他の相続人らに遺言書を保管している旨を通知しなければならない。

保管されている遺言書は検認を要しない。

(3) 遺贈の担保責任

① 改正の必要性

債権法の改正によって、売買等の担保責任の規定が改正される見込みである。

それに合わせて贈与の関する担保責任に関する規定も改正が予想されているが、これに合わせて遺贈に関する担保責任についても改正する必要がある。

② 改正の内容

遺言者が相続財産に属する物又は権利を遺贈の目的とした場合には、遺贈義務者は、相続が開始した時（その後に遺贈の目的である物又は権利を特定すべき場合にあっては、その特定の時）の状態、その物若しくは権利を引き渡し、又は移転する義務を負うものとする。

民法998条、1000条を削除。

※第 998 条

- 1 不特定物を遺贈の目的とした場合において、受遺者がこれにつき第三者から追奪を受けたときは、遺贈義務者は、これに対して、売主と同じく、担保の責任を負う。
- 2 不特定物を遺贈の目的とした場合において、物に瑕疵があったときは、遺贈義務者は、瑕疵のない物をもってこれに代えなければならない。

※第 1000 条

遺贈の目的である物又は権利が遺言者の死亡の時ににおいて第三者の権利の目的であるときは、受遺者は、遺贈義務者に対しその権利を消滅させるべき旨を請求することができない。ただし、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(4) 遺言執行者の権限の明確化

① 改正の必要性

遺言執行者は遺言者の意思を実現するものとして、本来は遺言者の代理人としての立場を有するものであるが、現行法上は、相続人の代理人とみなすとされ、権限が不明確になっている。

遺言書の内容によっては、遺言執行者の権限をどこまで付与しているかはっきりしないものも多く、遺言執行者の権限の内容を巡って争いとなることがある。

遺言執行者の復任権をめぐっては、現行法ではやむを得ない事由がなければ第三者にその任務を行わせることができないとされているが（民法1016条）、相続人が遺言執行者となっている場合など、十分な法的知識を持っていないものも多く、復任権の要件を緩和する必要があるのではないか

② 改正の内容

(1) 遺言執行者の一般的な権限等

ア 民法第1012条の規律を次のように改めるものとする。

遺言執行者は、遺言の内容を実現するために、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

※第 1012 条

1 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

※遺言執行者に相続財産全般に対する財産管理権があるわけではない。

イ 民法第 1015 条の規律を次のように改めるものとする。
遺言執行者がその権限内において遺言の執行のためにした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。

※ 第 1015 条

遺言執行者は、相続人の代理人とみなす。

ウ 遺言執行者の通知について、次のような規律を設けるものとする。

遺言執行者は、その任務を開始したときは遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない。

(2) 個別の種類における権限の内容

特定遺贈又は特定財産承継遺言がされた場合における遺言執行者の権限について、次のような規律を設けるものとする。

ア 特定遺贈がされた場合

(ア) 特定遺贈がされた場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者が遺贈の履行をする権限を有する。

(イ) (ア)の規律にかかわらず、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

イ 特定財産承継遺言がされた場合

(ア) 遺言者が特定財産承継遺言をした場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者は、その相続人が対抗要件を備えるために必要な行為をする権限を有する。

(イ) (ア)の財産が預貯金債権であるときは、遺言執行者は、預貯金の払戻しの請求又は当該預金若しくは貯金に係る契約の解約の申入れをする権限を有する。ただし、預金又は貯金に係る契約の解約の申入れは、(ア)の財産が預貯金債権の全部であるときに限り、することができる。

(ウ) (ア)及び(イ)の規律にかかわらず、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

※特定財産承継遺言とは？

※これまでも遺言執行者による預金の解約などは認められてきたが、今回の改正でもその部分に変更はない。

(3) 遺言執行者の復任権

民法第1016条の規律を次のように改めるものとする。

ア 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。

ただし、遺言者がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。

イ アの本文の場合において、やむを得ない事由があるときは、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。

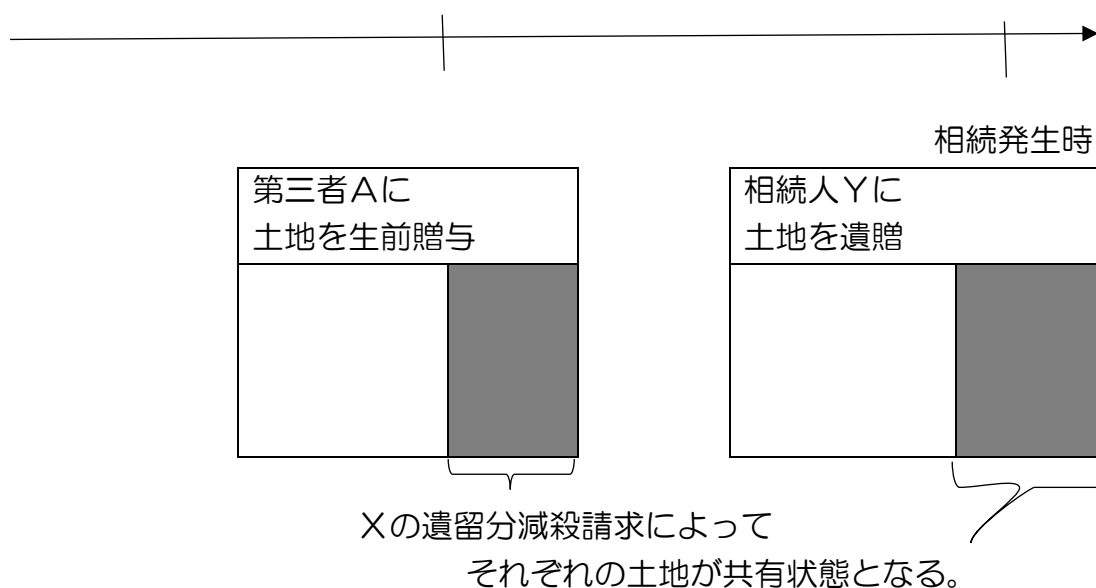
4. 遺留分制度の見直し

(1) 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

① 改正の必要性

現行法では、減殺請求により当然に物権的効果が生じるとされているため、減殺請求の結果、対象物が共有状態となることも多い。共有関係の解消を巡って紛争となることが指摘されている。

遺留分権利者Xが相続人Y、第三者Aに遺留分減殺請求をしたケース



② 改正の内容

遺留分減殺請求を金銭請求とする。

受遺者等が金銭債務の全部または一部の支払いに代えて現物の給付を求めた場合はその限度で金銭債務は消滅する。

遺留分減殺の流れ

ア 遺留分権利者による金銭請求

イ 受遺者・受贈者はその請求を受けたときから1年以内であれば、金銭の支払いに代えて、贈与・遺贈の目的物のうち指定する財産を給付することを請求できる。

ウ イの請求があったときは、指定財産の限度で、遺留分減殺請求にかかる債務は消滅する。

エ 遺留分権利者は、イの給付の請求があったときから3か月以内であれば、指定財産の権利を放棄することができる。

※遺留分減殺をされる順序はこれまでの規律と変わらない。

(2) 遺留分算定方法の見直し

① 遺留分の基礎に含める生前贈与の額について

ア 改正の必要性

最高裁平成10年3月24日判決によると、民法1030条の規定は相続人以外の第三者に対して贈与がなされた場合の規定であって、相続人に対して贈与がなされた場合には、時期を問わず、遺留分の算定の基礎となる財産の価額に算入するとされる。

その結果、被相続人が何十年も前にした相続人に対する贈与によって、第三者の受遺者が受ける減殺の範囲が大きく異なることにもなり、これは問題ではないか

イ 改正の内容

相続人に対する贈与は、相続開始前の10年にされたものについて、遺留分算定の基礎となる価額に算入する

② 負担付き贈与、不当な対価による有償行為に関する規律

ア 改正の必要性

現行法上、負担付贈与がされた場合については、その目的財産の価額から負担の価額を控除したものについて減殺を請求することができる（民法第1038条）、この規定が遺留分算定の基礎となる財産の額を算定するに当たっても同様の取扱いをすることを意図したものなのか（一部算入説）、遺留分算定の基礎となる財産の額を算定する際には、その目的財産の価額を全額算入しつつ、減殺の対象を前記控除後の残額に限定した趣旨なのか（全額算入説）について、学説上見解が分かっている。

不相当な対価による有償行為がある場合における遺留分の算定方法については民法第1039条に規定があるが、同条については、一般に、遺留分の算定の基礎となる財産の額を算定する際には対価を控除した残額部分が加算されるが、減殺の対象となるのはその全額である（その代わりに遺留分権利者は対価を償還する。）と解されているようである。

イ 改正の内容

負担付贈与に関する規律

民法第1038条の規律を次のように改めるものとする。

負担付贈与は、その目的の価額から負担の価額を控除した額を、遺留分を算定するための財産の価額に算入する。

不相当な対価による有償行為に関する規律

民法第1039条の規律を次のように改めるものとする。

不相当な対価をもってした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を与えることを知ってしたものに関し、これを贈与とみなし、その目的の価額から対価を控除した額を、遺留分を算定するための財産の価額に算入する。

③ 遺産分割の対象となる財産がある場合の規律

ア 改正の必要性

遺産分割の対象となる財産がある場合における遺留分算定方法については、明確な規定がない。

遺産分割と遺留分減殺請求は本来別個の手続きであるので、それぞれ独立して進行が可能であるが、それぞれの手続きにおける取得額を調整する必要がある。

現在は、遺産分割に関する手続きが遺留分減殺の手続きに先行する取扱いをすることが多い。

遺留分侵害額の算定をする際に遺産分割における取得額を控除する取扱いがなされているようである。

イ 改正の内容

遺産分割の対象となる財産がある場合に、個別的遺留分の算定において控除すべき遺留分権利者が相続によって得た積極的財産の額は、具体的相続分の相当する額とする。

個別的遺留分の算定をする際に遺産分割の結果を考慮するとして、その額を法定相続分とするか具体的相続分とするか法定相続分を前提に遺産分割における取得額を計算し特別受益の額を考慮しないことになるため、遺産分割における実際の取得額と計算上の所得額との間に大きな差が生じることがある

(3) 遺留分侵害額の算定における債務の取り扱いに関する見直し

ア 改正の必要性

遺留分侵害額の算定において遺留分権利者が負担する相続債務額を加算する取扱いがなされている

遺留分侵害額＝

遺留分算定の基礎となる財産×相対的遺留分率×法定相続分率

－遺留分権利者の特別受益

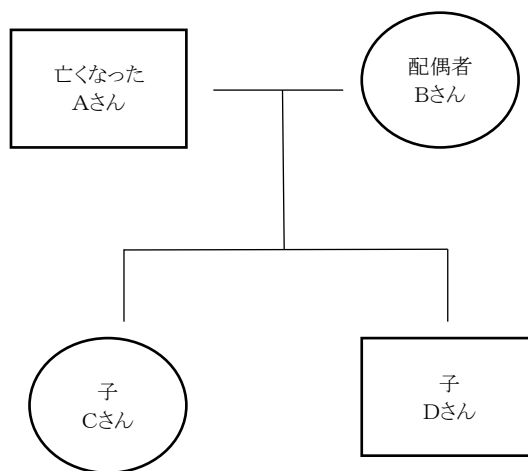
－相続によって得た財産の額

＋遺留分権利者が相続によって負担することになる債務の額

遺留分権利者が債務を弁済した後も遺留分権利者に一定の財産が残るようにするため

例)

被相続人Aさんが個人事業を営んでおり、子のうちCさんが事業承継をしたケース。



D→C遺留分減殺

C→D 債務の弁済に伴い発生した求償債権の請求

Cさんは遺言で相続財産のすべてを承継し、Aさんが事業資金として借り入れをした負債について継続して返済をしたような場合、いったん返済をしたうえで、Dさんに求償するといったことは迂遠である。

イ 改正の内容

遺留分権利者が承継した相続債務について、受益者が弁済し、ま

たは免責的債務引き受けをするなど、その債務を消滅させる行為をした場合には、遺留分権利者はその消滅した債務額の限度で遺留分減殺請求にかかる債務の消滅を請求できる。

5. 相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し

(1) 遺言事項及び遺言の効力に関する見直し

① 権利の承継について

ア 改正の必要性

相続分の指定については登記なくして第三者に対抗できるのが現在の最高裁の考え。

「相続させる遺言」についても遺産分割の方法の指定に当たるとされているが、これについても登記なくして第三者に対抗できるとされている（最高裁平成14年6月10日判決）。

一方で遺贈は、登記が対抗要件とされている。

このような現行法の状況は第三者に不足の損害を当てるのではないか

イ 改正の内容

相続による権利の承継について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、登記、登録その他の権利の移転についての対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。
- (2) 前項の権利が債権である場合において、その債権を承継した相続人が債務者にその承継の通知をしたとき（その通知以前に次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める書面が債務者に交付されたときに限る。）は、共同相続人の全員（注）による通知又は債務者の承諾がなくても、これをもって、債務者その他の第三者に対抗することができる。

ア 遺産の分割による場合 遺産分割協議書その他の遺産の分割の内容を明らかにする書面

イ 前号に掲げる場合以外の場合 遺言書その他の遺言の内容を明らかにする書面(3) 前項の通知は、確定日付のある証書によってしなければならない。債務者以外の第三者に対抗することができない。

※遺産分割、遺贈、遺産分割方法の指定、相続分の指定の

場合などで法定相続分を超える部分については対抗要件が必要。

※(2)ア、イに記載の書類の交付がある場合は、相続人の一人からの通知で足りる。

② 義務の承継について

ア 改正の必要性

判例上、相続分の指定や包括遺贈がなされた場合でもあっても、相続債務の承継割合についてまでも遺言者にこれを変更する権限を認めるのは相当ではないとされてきたが、条文上明確ではなかった

イ 改正の内容

被相続人が相続開始時に負担していた債務が可分債務である場合は、各相続人は、その法定相続分に応じてその債務を承継し、相続分の指定や包括遺贈は相続人間の内部的な負担割合の問題となることを明確化する

③ 遺言執行者の行為に抵触する相続人の行為をどのように処理するか

ア 改正の必要性

民法1013条の規定により、遺言執行者があれば遺贈が絶対的に優先し対抗関係にならないが（大判昭和5年6月16日判決）、遺言執行者がいなければ対抗関係として処理するのが現行法での考え方であるが、第三者に不測の損害を与える可能性がある。

イ 改正の内容

遺言執行者がある場合は、相続人がした相続財産の処分その他遺言執行を妨げる行為は無効。ただし、善意の第三者に対抗することはできない。

6. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

(1) 改正の必要性

例えば、相続人の妻が、被相続人（夫の父）の療養看護に勤めていた場合であっても、遺産分割手続きにおいて、寄与分を主張するといったことはできないというのは不公平ではないか

(2) 改正の内容

被相続人に対する

療養看護その他の労務の提供により

被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者（相続人、相続の放棄をした者、相続人の欠格事由に該当する者及び廃除された者を除く。以下「特別寄与者」という。）は、

〔被相続人の直系血族及びその配偶者、被相続人の兄弟姉妹及びその配偶者並びに被相続人の兄弟姉妹の子及びその配偶者に限り、〕

相続が開始した後、相続人に対し、当事者間の協議で定めた特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（以下「特別寄与料」という。）の支払を請求することができる。

ただし、特別寄与者がその寄与について被相続人から対価を得たとき、又は被相続人が遺言に反対の意思を表示したときは、この限りではない。

2 1本文の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。

ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときは、この限りではない。

3 2本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。

4 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。

5 相続人が数人ある場合には、各共同相続人は、特別寄与料の額に当該共同相続人の相続分を乗じた額を負担する。